

○横須賀市市民協働推進補助金交付要綱

平成14年4月1日

(総則)

第1条 横須賀市市民協働推進補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)、横須賀市市民協働推進条例(平成13年横須賀市条例第3号。以下「条例」という。)及び横須賀市市民協働推進条例施行規則(平成13年横須賀市規則第73号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を活かし、個性豊かな地域社会を実現するため、先駆性、機敏性、専門性、地域性、広域連帯性等の特性を有する市民公益活動団体が行おうとし、又は、現在行っている市民公益活動に要する経費の一部を補助するものとする。

(対象団体)

第3条 横須賀市市民協働推進補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる団体は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有する市民公益活動団体
- (2) 市民公益活動の実施及び運営から実績報告まで責任を持って履行できる団体
- (3) 第7条の規定による審査で選考された団体

(対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、条例第2条第2項に規定する市民公益活動のうち、次の要件を満たすものとする。

- (1) ボランティアを広く募り、適切に活用したうえで行われるもの
- (2) 会費、助成金、協賛金等による収入(次条第3項に掲げる経費に充てる額を除く。以下「自己資金」という。)が、補助対象事業に要する経費の20パーセント以上を占めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) 市が実施する他の財政的支援制度の対象となるもの
- (2) 市民公益活動の主たる効果が市外で生じるもの
- (3) 過去に3回以上この要綱による補助金の交付を受けた団体が実施するもの。ただし、特に公益性が高く、当該公益活動を所管する部局がない事業又は複数の部局に関係する事業のうち、市長が必要と認めるものは除くものとする。

- (4) その他公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められるもの
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象事業に要する経費から自己資金の額を除いた額(50万円を限度とする。)とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等

(公益活動の募集)

第6条 当該補助金の交付を受けようとする団体は、所定の申込期間に横須賀市市民協働推進補助金審査申込書(第1号様式)(以下「審査申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 市民協働推進補助金事業予算書(第3号様式)
- (3) 市民公益活動団体の概要(第4号様式)
- (4) 市民公益活動団体の規約、会則等
- (5) その他参考となる書類

2 市長は、申込期間終了後、提出された審査申込書を一般の閲覧に供するものとする。

3 審査申込書を提出した団体は、公開プレゼンテーションを実施しなければならない。ただし、市長が公開プレゼンテーションを実施しないことがやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、審査申込書を提出した団体の数が10を超える場合であって、第1項の書類の内容により、審査申込書を提出した団体が次の各号のいずれにも該当しないときは、市長は、当該団体の公開プレゼンテーションの実施を省略することができるものとする。この場合において、公開プレゼンテーションを実施しない団体の審査については、書類審査のみとするものとする。

- (1) 交付を受けようとする補助金の額が、他の団体と比べて相対的に大きい団体
- (2) この要綱に基づく補助金の申請が初めての団体であって、事業内容及び補助金の用

途について追加の説明が必要と認められる団体

(3) 公開プレゼンテーションの実施を特に希望する団体

(4) その他市長が公開プレゼンテーションを実施させることが特に必要と認められる団体

(審査)

第7条 市長は、審査にあたっては、横須賀市市民協働審議会(以下「審議会」という。)に当該申込団体の活動企画についての評価及び補助額の査定を諮問し、答申を受けるものとする。

2 市長は、審査を終えたときは、速やかに、選考結果を申込団体に通知するものとする。

(評価基準)

第8条 前条第1項の評価の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 社会性の高い公益活動であること。

(2) 事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があり、事業実施による効果が期待できること。

(3) 市民公益活動としての特性が活かされていること。

(4) 広くボランティアが参加できるような活動であること。

(補助金交付申請)

第9条 審査で選考された団体の補助金の交付申請に当たり、規則第4条各号に掲げる添付書類の全部を省略するものとする。ただし、第6条第1項の規定により提出した事業計画書又は予算書に変更を生じたときは、当該書類を添付するものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象事業に要する経費のうち自己資金の割合(以下「自己資金率」という。)を記載した歳入歳出決算書

(2) 領収書又はその写し

(3) その他市民公益活動に関する資料

(活動報告会)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた団体に活動の成果の報告をさせ、及び当該団体に助言を与える機会として活動報告会を開催する。

2 補助金の交付を受けた団体は、前項の活動報告会に出席し、活動の報告をしなければならない。ただし、市長が報告会に出席しないことがやむを得ないと認めた場合は、この限

りでない。

- 3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた団体の数が10を超えるときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する団体の中から活動報告会において報告を行わせる団体を決定するものとする。

- (1) 第6条第4項の公開プレゼンテーションを実施した団体以外の団体
 - (2) 活動報告会への出席を特に希望する団体
 - (3) 交付を受けた補助金の額が、他の団体と比べて相対的に大きい団体
- (その他の事項)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市市民協働推進補助金交付要綱第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年度に、改正前の横須賀市市民協働推進補助金交付要綱の規定により横須賀市市民協働推進補助金の交付を受けた団体又は特定非営利活動法人補助金交付要綱第3条第1項第3号に規定する区分により特定非営利活動法人補助金の交付を受けた団体については、この要綱施行の日から平成34年3月31日までの間は、当該補助金の対象と同一の公益活動について、3回に達するまで、改正後の横須賀市市民協働推進補助金交付要綱の規定により横須賀市市民協働推進補助金の交付を受けることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市市民協働推進補助金交付要綱第4条第2項の規定にかかわらず、特定非営利活動法人補助金交付要綱の一部を改正する要綱(平成31年4月1日制定)による改正前の特定非営利活動法人補助金交付要綱(平成21年4月1日制定)第3条第1項第3号に規定する区分により特定非営利活動法人補助金の交付を受けた団体については、この要綱施行の日から平成34年3月31日までの間は、当該補助金の対象と同一の公益活動について、3回に達するまで、改正後の横須賀市市民協働推進補助金交付要綱の規定により横須賀市市民協働推進補助金の交付を受けることができるものとする。

第1号様式(第6条第1項関係)

横須賀市市民協働推進補助金審査申込書

		年(年) 月 日
(あて先)横須賀市長		
		団体名 郵便番号 申請者 住 所 {法人にあっては、主たる 事務所の所在地 代表者名}
補助希望額	円	
事業の名称		
事業の概要		
実施期間	(着手) 年 月 日()から (完了) 年 月 日()まで	
事業の分野	☐ 保健、医療又は福祉の増進 ☐ 社会教育の推進 ☐ まちづくりの推進 ☐ 観光の振興 ☐ 農山漁村振興 ☐ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ☐ 環境の保全 ☐ 災害救援 ☐ 地域安全 ☐ 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画社会の形成の促進 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会の発展 ☐ 科学技術の振興 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 ☐ 消費者保護 ☐ 団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助 ☐ その他()	
行政との協働の必要性	☐ 不要 ☐ 必要	
公開プレゼンテーションの実施	☐ 特に希望する	

注 該当する箇所の□にレ点をすること

第2号様式(第1面)(第6条第1項関係)

事業計画書

1 現状の課題 と事業の目的	【現状認識と課題】
	【事業の目的】
2 事業を行う ことで期待でき る具体的な効果	【事業の公益性・市民にもたらす効果】
	【先駆性・独創性・専門性等の市民公益活動の特性を生かした効果】
	【その他の効果・波及して得られる効果】

第2号様式(第2面)

3 事業の内容	【内容・実施方法・実施体制・実施場所・実施日程等】
4 ボランティア等の活動計画	【広くボランティアや市民が参加できる活動の計画】

第2号様式(第3面)

5 申込事業の実績及び改善点 【継続事業のみ記載】	【直近の事業のふりかえり】 (1) 目的の達成度及び事業で得られた効果について (2) 広報・周知活動による効果について (3) 行政・他団体との連携による効果について
	【直近の審査員からのコメントに対する対応】
	【直近の事業実施時からの改善点】

第2号様式(第4面)

6 補助金の申込理由と活用方法	【備品を必要とする理由、使用目的及び使用方法】 ※市民協働推進補助金事業予算書に備品購入費を計上した場合のみ記載
7 補助金減額時の対応方針	☐変わらず実施可能 ☐事業規模を縮小すれば実施可能 ☐一定の額までなら減額されても実施可能 (具体的には 円まで) ☐希望額通りでなければ事業を実施できない ☐その他()
8 行政との協働の内容	
9 今後の展開	【事業実施後の取り組み方針等】

第3号様式(第6条第1項関係)

市民協働推進補助金事業予算書

(収入)

(単位 円)

項 目	金 額	内 訳
自 己 資 金 (A)		
市 補 助 金 (B)		
計 (C) = (A) + (B)		

【自己資金率】 (A) / (C) × 100 = %

(支出)

(単位 円)

項 目	金 額	内 訳
合 計		

(参考) 補助対象外の経費

項 目	金 額	内 訳
合 計		

第4号様式(第6条第1項関係)

市民公益活動団体(ボランティアグループも含む)の概要

団 体 名 (ボランティア グループも可)			
代 表 者	(氏名) (住所) (〒) (電話) (E-mail)	(FAX)	
連 絡 先 (代表者以外の方 が連絡先となる 場合に記入し てください。)	(氏名) (住所) (〒) (電話) (E-mail)	(FAX)	
設 立 年 月 日	年 月 日		
構 成 員 数	(役員数) (会員数)		
団 体 の 設 立 的 目			
団 体 の 主 な 活 動 内 容			
主 な 活 動 地 域			
年 間 予 算	(年度予算又は 年 月 日～ 年 月 日の予算) 円		
過 去 の 助 成 実 績	助成団体名	助成年度	対象事業名

第1号様式(第6条第1項関係)

第2号様式(第1面)(第6条第1項関係)

第2号様式(第2面)

第2号様式(第3面)

第2号様式(第4面)

第3号様式(第6条第1項関係)

第4号様式(第6条第1項関係)